

【資料紹介】 平成十五年度財務省移管

「昭和財政史資料」——戦前期大蔵省における文書管理と財政史編纂——

はじめに

本稿は、平成十五年度に財務省より移管された戦前期大蔵省の行政文書とりわけその中核をなす資料群である「昭和財政史資料」（全八五六冊）について、当時の文書管理体制との関わりを通して基本的性格を解明し、その再評価をはかることを目的としている。現在当館が所蔵する同資料群は、『明治財政史』（明治三十七～三十八年刊・全一五巻）および『明治大正財政史』（昭和十一～十五年刊・全二〇巻）に続く大蔵省の修史事業の過程で収集・整理されたものであり、戦後その成果として公にされた『昭和財政史』（昭和三十～四十年刊・全一八巻）は、『昭和戦前期財政史研究』における基礎的文献として認知され、『昭和財政史資料』も一九八〇年代には大蔵省財政史室（および公刊マイクロフィルム資料）で一般にも公開されていた。

しかしながら、『官撰財政史』の問題点として、叙述のバイアスに加え、収録された二次的資料の背景となった一次的資料に基づく検証の必要性が、早くから提起されていたにもかかわらず、『昭和財政史資料』や『明治大正財政史』に供用された「諸家文書」について、『昭和財政史』編纂に携わった人々の口伝的解説を超える考察が加えられることはなかった。

下 重 直 樹

ことに、「昭和財政史資料」のような修史資料は、公文書の管理保存体制からは独自のものあるいは文書が本来有していた行政実務の過程からは切り離されたものと限定的に理解され、資料群としての内的構造や大蔵省の文書管理体制上の位置づけについての検証は、必ずしも発展性を有する課題としては認識されてこなかったのである。余人の知り得ない貴重な証言を含んだ関係者による解説の重要性は、決して否定されるものではないが、例えば「諸家文書」に付された「参考書」や「昭和財政史資料」の「別存」という記録分類（シリーズ）が、大蔵省の文書管理史の中でいかなる性格や関連性を有していたのか、といった基礎的な事項すら検討されず、いわば拙速の憾みを逃れえない点多いように思われてならない。

当館の所蔵に移った「昭和財政史資料」については、デジタル・アーカイブシステム上で資料画像でも提供されており、公開水準の高まりとともに再び注目があつまりつつある資料群であるといえる。小稿においてはそのような現状に鑑み、従来考察の対象とされることがなかった大蔵省の財政史編纂事業の史的展開と文書管理体制の関わりを明らかにしながら、当館所蔵の他資料や関係類縁機関に所蔵されている資料との比較・検討を通して「昭和財政史資料」の資料群としての性格を立体的に再評価していきたい。

一、財政史編纂事業の開始 文書管理体制の模索

そもそも「諸家文書」や「昭和財政史資料」に付された「参考書」や「別存」といったシリーズが、大蔵省においてどのようにして成立しているのか、まずこの点を明らかにしていきたい。

大蔵省は明治二年（一八六九）七月に設置され、その文書管理ことに編纂・保存事務は同年十一月に置かれた改正掛が所掌していた。民部省と大蔵省に両属した改正掛は、いわゆる「民蔵合併」（第一次・同年八月）の実を、文書管理の面からもあげることが期待されていた訳だが、文書の編纂規則にあたる「簿書編輯体例」では、両省の事務に係る太政官の布告布達を「分類叙次」した「民部大蔵本集」、地方官への指揮で例規となる「民部大蔵別集」のほか、各司限りで処分した文書を対象とした「本集」「別集」の編纂が定められていた。⁵⁾

「本集」「別集」というシリーズは、明治四年七月に設けられた記録寮において、「本集」が一般に公布した法規を主題別に分類（類集）したものに、「別集」が府県への指揮や各寮司の回議原書を出所・所管事務別に分類したものと整理されつつ、基本的には継承されることになった。⁶⁾ 財務監督・指導機関でありながら、内政における執行機関としての性格をも有していたため、記録文書には行政処分の統一性保持のための例規性が強く求められていた。

このような体制は、明治六年十一月に内務省が創設（翌年一月に省務が開始）されたことと、近代的な予算制度の模索によって変化を遂げていった。同七年五月に記録寮の組織改正が行なわれ、その「編纂条例」において、記録は歳入出の部門によって類集する「本部」と、「現時金穀出納上

二関涉ナキ諸規則」を対象とした「外部」によって整理されることになった。⁷⁾ 一方、内務省に引き継がれるべき文書を含む記録寮改正以前の記録が、「既往文書」として遡及的に再整理されるなど、財務監督・指導機関としての記録体系の構築が強く志向されていた点にも注意しておきたい。

さらに、同八年五月に至って、従来の文書の整理・保存が「其要ト不要ト八措テ問ハ」なかつたため、文書の「存廃ノ区分」として「正輯」「略輯」という区分が導入されることになった。⁸⁾ 「正輯」は永年保存の対象となる会計収支の例規とする重要文書で、歳入出の部門によって類集し、「略輯」は非永年保存で、局課限りで施行した軽微な文書を対象とし「正輯」とは別の編輯科目が設けられていた。準拠すべき規則がめまぐるしく変更されたなかで、文書の管理ことに整理・保存が果たしてどこまで実行性を有していたのかは容易に察することができよう。例規として随時参照すべき記録の体系が整わない以上、記録寮による集中管理は有名無実化せざるを得なかつたのである。

明治十年一月、寮制の廃止により記録寮は記録局（第一期）へと改称された。¹⁰⁾ 第一期において注目すべきは、「理財稽蹟」（正稿全一五部四巻・副稿参考書全一五部五巻）の編纂である。同年七月に記録局権書記官小菅揆一が編述した同書は、翌十一年二月に松方正義大蔵大輔（兼パリ万国博覧会副総裁）が渡仏に際して携行し、同国での視察にも利用していた。¹¹⁾ 大蔵省における財政史の嚆矢といえる同書は、貨紙幣の発行や国債償還、準備金制度、地租改正の実績を対外的にもアピールするための文書であったが、当時の文書管理体制についても大いに示唆を与えてくれる史料でもある。すなわち松方の名をもって記された序によれば、「省中ノ文籍」は「積累浩瀚或ハ一事ニシテ各所ニ散見シ或ハ数事ニシテ一所ニ叢委ス是ヲ以テ記録備ルト雖モ簿書多シト雖モ未タ能ク毎事ニ繁ヲ削リ要ヲ撮ヒ其綱領ヲ綜

統スル者」がないという状況であった¹²。僅々半年たらずの期間で、そのような状態にある記録文書をどこまで参照・引用できたかは疑問なしとはしない。実際には「省中ノ公文記録」とともに「各局長ノ意見」を徴拠として編纂を進めざるを得なかったようである¹³。

ここで省内での意思決定をめぐるリーダーシップの状況についても触れて置かねばなるまい。明治九年二月、太政官は「内閣文書簡肅ノ一端」として、文書取扱内規を定め、太政官への稟請や通牒に際し書記官クラスが介在する余地を大きく広げていた¹⁴。これに対し大蔵卿大隈重信は、「金穀ノ政八額ノ多寡ニ不拘総テ至重ノ件ニテ万々書記官権内ニ於テ可否ヲ可決筋ニ無之候条御出方ニ属スル省議御承知相成度節八額ノ多寡ヲ不問総テ従前ノ通拙者へ宛御下問相成候様致度」と太政官「閣議」での確認を求めるとつたのである。彼が推し進めた「大隈財政」が、各局との微妙な緊張関係のもとに成り立った財政指導であったことは、文書管理体制にも影響を与えざるを得なかったのである。

明治十一年二月、「編纂条例」の改正により、新たに「一時応用ノ文書」に適用する「雑輯」（同課別の整理）という区分が追加され、効率的な文書の編纂・保存が目指されながら、各局課の主任官が「事故アリテ例規ノ送付期限ヲ踐マサル者及臨時特達ノ文書ニテ已ニ纂輯シテ送付スル者其他都テ成規ノ部門類集ヲ要セサルモノ」が例外的に「原纂」（シリーズ）として認められることになった¹⁵。この改正が「理財稽蹟」の完成とほぼ軌を一にしていたように、財政史編纂というプロジェクトが、大蔵省の文書管理をより実態に合ったものへと変化するのを促した側面は大きいように思われる。

以上のように、大蔵省における最初の財政史は、記録文書の集中管理や

一定程度以上の蓄積の上に成立した訳ではなかった。むしろ記録の分散管理を前提とし、記録文書の体系的低さをカバーするための手段として実践的な財政史の編纂が目指され、「綱領ヲ綜統」するフリーフィング的な性格は、その後の財政史にも通ずる底流として受け継がれていったのである¹⁶。

二、「参考書」と「別存」「別纂」 文書管理体制の運用

大蔵省における文書管理体制の一つの到達点として、内閣制度移行にもなう文書集中管理体制の構築に向けた動きがこれまでも指摘されてきた。明治十九年二月、各省官制通則をもって内閣記録局による文書集中管理を支える記録担当局課の設置が各省に義務付けられ、大蔵省においては大蔵省官制の第五十八条以下において記録局（第一期）の所掌事務が定められたのであった。記録局（編輯課）は「省中一切ノ諸公文原書及書籍ヲ保管スル」ため各局課の文書を事務完結後三十日以内に採輯、各局別に区分・編輯した書冊の目録を内閣記録局に勘合することが勅令をもって定められた点は、実に画期的であったといえよう¹⁸。

このような理念を文書処理の段階から実現していくための運用基準として「大蔵省公文書取扱順序」（同年三月三十日大蔵省内達）や編輯課採収掛の「処務細則」（同年五月七日内閣へ報告）も定められ、一連の改革のいわば集大成として、文書の編纂・保存については同年六月に「大蔵省文書保存規則」が定められた。

従来はあまり注意が払われていない点だが、この規則はわざわざ閣議決定の手続を踏んで制定された規則である。その「説明」にはこれまでの大蔵省の文書管理における問題点が簡潔に述べられていると思われるので、

やや長文になるが掲げておきたい。

大蔵省記録文書八明治六年迄編纂ノ方法一定セス七年ニ至リ始メテ其
 軽重ヲ取捨シテ正輯略輯ト為シ九年又改メテ正略雜ノ三輯ト為ス爾後
 簿冊ノ装釘貯蔵ノ順序等次第第二整理ヲ加ヘタリ然ルニ事務日ニ緻密ヲ
 要シ簿冊年ニ浩瀚ヲ加フ現今貯蔵スル所無慮八万二千有余冊ノ多キニ
 及ヘリ

今之ヲ査閲スルニ従前正略雜ノ名ヲ以テ略々軽重ヲ区分スト雖モ編入
 ノ事目ニ至リテ八規律ナク従事者各自ノ意見ニ任スルヲ以テ自カラ其
 軽重ヲ混淆併輯セリ既ニ不用ニ属スル者殆ント過半ニ居ルカ如シト雖
 モ之ヲ取テ廃セント欲セハ数万ノ簿冊ヲ破綴シ一々精査セサルヲ得ス
 是レ容易ノ業ナランヤ今ニシテ之レカ規律ヲ立テサレハ数十年ノ後如
 何トモ為スヘカラサルニ至ラン

因テ其保存スヘキト否トノ書類ヲ審査スルニ其件目幾千百ナルモ其事
 目ヲ推究スレハ凡ソ四百五六十種ニ過キス乃チ之レカ軽重ヲ分テ四類
 ト為シ明ラカニ取捨判別ノ規準ヲ示ス¹⁹⁾

これをつけて本則では、文書の存廃区分が第一〜四類までの詳細な基準
 に改められ（第一条）、廃棄に際しても記録局長の「精査」、次官の「検査」、
 大臣の「決判」が義務付けられたほか（第三条）、「取捨判別ノ基準」とな
 る「分類事目」（具体的な文書例を列記したもの）を同課別に例示し、恣
 意的な分類を排除することが目指されていた（第二条²⁰⁾。さらに文書の検
 出を容易にするための基本台帳となる「索引表」の作成も予定され、借覧
 に際しての具体的な規則も定められた。文書の整理に關しても編纂規則が
 附属規程として設けられ、同課別に編纂されるべき主題別の「編纂科目」
 が列挙されるなど、原局課の執務上の利便性を追及したシステムと体系的
 な記録群を構築しようという強い意図がうかがえるのである²¹⁾。

このような体制のもとでは、先に触れた「原纂」のような記録が存在す
 る余地は極めて狭められたとも考えられるが、残念ながら当時の大蔵省本
 省の記録文書は、関東大震災でほとんど焼失してしまっている。この間の
 文書管理の一端をうかがうことのできる資料は、管見の限りでは三井文庫

【表】「索引表」の概要

| 簿冊名 | 対象組織 | 存廃区分 | 収録年代 | 備考 |
|----------------|--------|-------|---------|----------|
| 三井文庫所蔵分 | | | | |
| 1 改正索引表 | | 第1類 | M1~4 | 主題(門)別分類 |
| 2 大蔵省編纂文書索引表 | 主税局ほか | 第1、2類 | M1~7 | 回議書の索引 |
| 3 大蔵省編纂文書索引表 | 国債寮 | 第1、2類 | M1~7 | 回議書の索引 |
| 4 大蔵省編纂文書索引表 | 総務局 | 第1~3類 | M19~29 | 回議書の索引 |
| 5 伝票原書索引表 | | | M4~6 | |
| 6 参考書索引表 | 総務局ほか | 第1~3類 | M1~M19頃 | |
| 7 別存文書索引 | 不明 | | | |
| 東京大学経済学部図書館所蔵分 | | | | |
| 8 出納寮簿冊索引表 | 出納寮(局) | 第1、2類 | M1~9 | 帳簿類の索引 |

および東京大学経済学部図書
 館が所蔵する「稿本井上馨
 伝」編纂資料」以外にはない
 と思われる。

「稿本井上馨伝」編纂計画
 の背景や資料群の伝来経緯に
 ついては別稿にゆずるが、明
 治四十一年六月〜大正五年十
 二月にかけて行なわれた資料
 収集の過程では、大蔵省文庫
 が管理していた明治初期の公
 文書類の写本が作成され、
 「索引表」を基に悉皆的な調
 査も行なわれていた【表】。
 明治元年から四年までの「改
 正索引表」は、改正掛時代の
 文書を対象としたもので、主
 題別（二十八門）に分類され
 た索引から、記録の遡及的な
 整理が漸く完了したことがう
 かがえる。最も注目すべきは、

文書保存規則上にも位置づけのある文書の索引表（2、5、8）の他に、「参考書」「別存」なるシリーズの索引が作成されている点である。

「参考書」の実例といえる資料は、昭和五十八年度に大蔵省から移管された「焼残文書」中の「藩制録」（全一五冊）である。この資料は震災後に題簽や号冊のみを改めて整理した資料であり、当初は統計寮の「参考書」である「統計書類」というサブ・シリーズを構成していた。内容としてはいわゆる原議（決裁文書）を含まないものの、柿洪を施した和装四ツ目綴で、正本として丁寧な扱いを受ける対象であったことがうかがえる。また、大蔵省記録局の朱色七行罫紙に墨書された目次が付されるとともに、同局の管理印が捺されている点から考えると、「参考書」というシリーズは遅くとも同局が廃止となった明治二十三年六月以前には実態として存在していたといえるのである。さらに「参考書」であった「理財稽蹟」およびその参考書類が、明治二十五年五月四日に「別存」を継承したと思われる「別纂」に編入されるなど、両シリーズが極めて近い性格を有するものであったことがうかがえる。

文書保存規則のその後の改正内容が不明であるため、この時期における両者の性格や「別存」「別纂」の厳密な違いは必ずしも判然としないが、現存する「索引表」から推定する限りでは、各局限りの協議・決定文書や考課状といった組織関係文書、調査・統計・報告書類など省議決定の経緯に関するより原課の執務に近い文書がこれらのシリーズに含まれていたものと推察される。記録局が総務局文書課に整理・縮小され、文書を検別するための「編纂科目」への分類が必ずしも機能していなかった点から考え、²⁴「参考書」「別纂」の有用性が大きかったことは推察に難くはあるまい。むしろ、これらのシリーズについても存廃区分を明記した「索引表」が一部なりとも存在する以上、文書管理体制から外れた独自の資料群であると

はいえないが、文書の集中管理という理念が、事務の専門的分化・セクシヨナリズムの高まりのなかでどこまでの現実性を持ちえたかは疑問である。

「松方伯財政事歴」という名を負い、松方正義蔵相の治績を顕彰する政治的含意のもとで編纂された『明治財政史』²⁵が、後に大蔵省の「根本的記録文書を涉獵参酌して記述され」²⁶ていないと批判された要因は、当時の文書管理の実態にも求められるのである。

二、震災後の記録復興と財政史編纂 文書管理体制の展開

大正十二年（一九二三）九月一日、関東大震災によって大蔵省の庁舎は焼失し、明治初年から蓄積されてきた記録のほとんどが烏有に帰した。記録の全面的な喪失を機に、公文書・図書資料類の復興にも力が注がれ、地方の税務監督局・税務署など地方の出先機関等から事務の継続上必要な通達類や統計書類も収集された。さらに被災後まもない同月二十三日には、三井文庫が作成していた写本を再謄写すべく調査が実施されるなど、²⁸その注意は明治初年の記録にも及んでいたのである。

さらに明治中期以後の記録文書の欠を補うため、大正末から昭和初年にかけて、次官・局長級の「手元」保管文書を中核とした文書が収集された。現在「諸家文書」として公開されているこれらの資料は、必ずしも体系的な記録文書であるとはいえない。だが、当該期が「大蔵省を背負ふて立つの意気」の強い次官・局長たちを頂点とした「属僚政治」の全盛期であった点から考えれば、²⁷当時における執務資料としての有用性と今日の歴史資料としての価値は、決して低いものではなからう。この頃の大蔵省には決裁規程のような規則は存在せず、文書についての大蔵省の可否は次官が判断していたという証言もある。²⁸

大正十五年二月、行政改革の一環として各省に大臣官房文書課が置かれ、大蔵省においては、文書課の専管事務として昭和二年度予算より「明治大正財政史編纂諸費」一萬九千五百八十七円が經常費臨時部に計上され、「明治財政史」に続く『明治大正財政史』の編纂事業が開始された【表】。予算措置は昭和十四年度まで続き、昭和十五年からは「昭和財政史資料」に関わる「財政史編纂諸費」へそのままスライドしている。時局悪化のありを受け大幅に縮小されたとはいえ、財政史編纂事業全体を通してみれば概して予算は潤沢であったことがわかる。資料収集・整理を専担する臨時職員（属）も両期を通して置かれるなど、『明治大正財政史』編纂と「昭和財政史資料」の収集・整理はその性格において極めて連続性が高く、大蔵省において財政史編纂事業が恒常的に業務のラインに組み込まれていく画期であったといえるのである⁽²⁾。

【表】 財政史編纂に関する予算

| 明治大正財政史編纂諸費 | |
|-------------|--------|
| 昭和2年度 | 29,587 |
| 昭和3年度 | 29,587 |
| 昭和4年度 | 25,738 |
| 昭和5年度 | 25,738 |
| 昭和6年度 | 21,958 |
| 昭和7年度 | 21,958 |
| 昭和8年度 | 21,102 |
| 昭和9年度 | 21,102 |
| 昭和10年度 | 21,102 |
| 昭和11年度 | 21,102 |
| 昭和12年度 | 26,477 |
| 昭和13年度 | 26,477 |
| 昭和14年度 | 25,351 |
| 財政史編纂諸費 | |
| 昭和15年度 | 13,824 |
| 昭和16年度 | 13,666 |
| 昭和17年度 | 廃止 |

(単位/円)

- (1) 予算には判任俸給、庁費、内国旅費、雑給及雑費等が含まれる。
- (2) 各年度の決算報告書より作成

大正十五年四月に営繕管財局属として入省した迫水久常（のち内閣書記官長、戦後国務大臣等を歴任）は、予算の都合で文書課に配属され、「各局からでてくる大臣の決裁書類の下見をしたり、課長から質問されるとな

んでもお答えできるようにしておく」「見習」の傍ら、『明治大正財政史』の原稿を執筆するなどしていたという⁽²⁾。迫水はまもなく財務官室勤務として渡米を命じられ文書課を離れたが、その後には野田卯一（昭和二年入省・戦後大蔵次官、経済企画庁長官）や福田起夫（同二年入省・のち蔵相・首相）、河野一之（同五年入省・のち大蔵事務次官）など、将来を囑望された争々たる面々が編纂事業に携わった。迫水の証言に信を置かならば、大蔵省においては実際の予算措置に先立って編纂事業が動き始めていたことになる。当時の蔵相は預金部改革や緊縮財政で名高い浜口雄幸であり、その腹心である青木得三（文書課長）が人事を裁量していた。全面的な記録の喪失という状況のもと、新人を文書処理の中枢に配置しつつ、過去の資料に触れる機会を与えることで、原局課のセクシヨナリズムに染まらない、総合性の高い人材を育成しようという彼らの組織観がうかがえよう。次世代を見据えた財政史編纂は、文書管理体制を組織的要請に基づいて実践的に展開していく手段として、積極的な意味を有していたのである。

では、このような文書管理史上の位置付けを受ける「昭和財政史資料」は、資料群としてどのような構造と内容を含むものであるか、この点を明らかにすることで解説としての責めを果たしたい。

「昭和財政史資料」の収集・整理が本格的に始まったのは恐らく昭和八年頃、省内に次官を会長とした明治大正財政史編纂委員会が発足し、公刊に向けて『明治大正財政史』原稿の審査が開始された同年八月以後のことであろう。その方法としては、各局課で不要となった文書を収集し、一定の時期を区切って主題別・年代別に分類・合綴する方法がとられ、大蔵省が再度火災に遭い、各局課の公文書類が焼失した同十五年（一九四〇年）六月までには第1〜8号までの整理が終わっていたとされている。

まず、簿冊の体裁についてであるが、各簿冊ともに題簽には「第一類

別存」と記されている一方で、装丁は第1～3号までが基本的には「諸家文書」と同じ柿洪を施した茶表紙の和綴であるのに対し、それ以後は板目紙の仮装で大きさも不統一という違いが見受けられる。各号の整理期間については、昭和八年度から予算措置が続いた昭和十六年度までの間、一年度に1号のペースで行なわれていたものと考えられる。ただし、体裁の違いに注目するならば、整理と集綴の時期は必ずしも一致せず、第3号までの集綴が予算や材料に余裕のある時期に行なわれ、第4号以降は経費が削減された十五年度以後、半ば残務整理的に集綴された可能性も指摘できようか。

「参考書」とされた「諸家文書」に対し、「昭和財政史資料」が「別存」というシリーズに位置づけられていることは、先にも触れたが、同年九月に大蔵省達として定められた文書取扱規程では、処理済回議書（決裁文書）、帳簿のほか、「事務参考ノ為各部局課ニ於テ調査又ハ集綴シタル文書」の文書課への送付が義務付けられていた（第三十一条）。法令起草文書・参考資料、統計調査資料、議会参考書など、各局課が作成・取得し仮整理を施したものは、「用済ノトキ又ハ編纂ノ必要ノ為大臣官房文書課ニ於テ請求シタルトキヨリ一ヶ年以内」に送付された（同三十二条）。文書課は部局課別に「回議書」を「帳簿」と「報告計表類」に、「参考書」「別纂」の五つのシリーズに編纂し、「参考書」でも「特殊ノ編纂ヲ要スルモノ」が「別纂」とされるなど（同三十六条）、明治十九年の文書保存規則の運用上の体系が、大枠では維持されていたことがわかる。元来、記録文書の喪失による執務上の支障を補うために収集された「諸家文書」に対し、回議原書の存在を前提としながら、修史事業に供用された文書である「昭和財政史資料」は、文書課の管理下で編纂した「別纂」として、特に「別存」という名称を与えられたものと考えられる。その意

味でも、「諸家文書」や「昭和財政史資料」に与えられたシリーズは単に便宜的なものではなく、文書管理体制上に行政文書として位置づけられた記録であったといえるのである。

さらに注意すべきは、「昭和財政史資料」に集綴された文書が廃棄文書ではなく、あくまでも各局課で当面不要とされた文書であり、永久保存（第一類）の対象ですらあった点である。【表】は各号の構成と収録年代を示したものである。まず各号の整理対象となった資料の作成年代に注目すると、事業が開始された昭和八年頃に整理されたであろう第1～2号が、震災後から昭和六、七年頃までの資料を対象とし、その後も基本的には一年刻みのスパンで進んでいることがわかる。当時の文書取扱規程では、永久保存ではない文書（第二類）の保存年限は十五年であるため（第四十一条）、資料の収集は「廃棄」（第四十三、四十四条）ではなく、文書課への「送付」（第三十三条）として行なわれていたといえるのである。そのように考えると、「昭和財政史資料」の中に、法令起草に関する文書や参考資料を中心として、次官・局長級の「手元」保管文書、あるいは「秘」「極秘」の指定のあるものですら数多く収集・整理されている理由も判然となろう。

再び【表】に目を向けると、各部局の基幹事務となる系統の簿冊は、事業開始時から中止時までほぼ継続的に整理されつつ、その質・量においては各号で開きが生じる場合もあつたことがうかがえる。資料の出所は大體においては、分類となる主題の事務を主管した局課と一致するが、利用に際してはやはり一点ごとに吟味が必要である。各簿冊に綴られた文書の送付は、当該文書が「用済ノトキ」に行なわれ、文書課の送付請求に対し原局課に留め置くことができる留保条項もあつたことを考えると、個々の文書の送付時期は、当該事務が完結し、文書の現用性が無くなったと判断

【表】「昭和財政史資料」の構成と収録年代

| 事務系統 | 分類 | 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 | | | | | | | | | 各分類 総数 | 収録年代 |
|------------------------|------------|---------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| | | 送付年度 | S 8 | S 9 | S 10 | S 11 | S 12 | S 13 | S 14 | S 15 | | |
| | | 整理対象 | S 7 頃 | S 6 頃 | S 10 頃 | S 10 頃 | S 11 頃 | S 12 頃 | S 12 頃 | S 13 頃 | | |
| 本省・官房系 | 官制 | | 1 | | | | | | | | 1 | S 7 頃 |
| | 議会 | | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | | 10 | S 12 頃 |
| | 財政 | | 1 | 2 | 2 | | 1 | 2 | | 9 | 17 | S 13 頃 |
| | 演説 | | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | | 1 | 10 | S 13 頃 |
| 主計局系 | 歳計 | | 20 | 7 | 12 | 11 | 35 | 13 | 4 | 4 | 106 | S 12 頃 |
| | 行政 [整理] | | 8 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | | | 15 | S 11 頃 |
| | 軍事雑 | | | | 1 | | | | | | 1 | S 9 頃 |
| 主税局系 | 租税 | | 5 | 32 | 1 | 33 | 10 | | 2 | 6 | 90 | S 13 頃 |
| | 関税 | | 17 | 6 | 1 | 126 | 4 | 1 | 3 | 18 | 176 | S 13 頃 |
| | 貿易 | | 1 | 1 | 2 | 11 | 5 | 2 | 1 | 4 | 27 | S 13 頃 |
| 主税・理財局系 | 地方財政 | | 4 | 2 | 1 | 2 | 4 | 1 | | 1 | 15 | S 11 頃 |
| | 経済 | | 2 | 1 | 2 | 5 | 4 | 1 | | 1 | 16 | S 13 頃 |
| | 支那 | | 6 | 1 | 1 | | 2 | 1 | | | 11 | S 12 頃 |
| | 満州 | | | | 6 | 1 | 3 | 2 | | | 12 | S 12 頃 |
| 理財局系 | 国庫制度 | | 1 | | 1 | | 1 | | | | 3 | S 6 頃 |
| | 国庫 | | | | | 1 | | | | | 1 | S 8 頃 |
| | 国債 | | 1 | 1 | 2 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 15 | S 11 頃 |
| | 外交 [賠償] | | 3 | 1 | 2 | | 5 | 1 | | | 12 | S 11 頃 |
| | 貨幣 | | 2 | | 1 | | 2 | | | 1 | 6 | S 11 頃 |
| 銀行局系 | 産業組合 | | 1 | | | | 1 | | 1 | | 3 | S 11 頃 |
| | 銀行 | | 14 | 1 | 2 | 2 | 4 | 1 | 1 | 1 | 26 | S 11 頃 |
| | 金融 | | 12 | | 3 | 2 | 13 | 3 | 2 | 2 | 37 | S 13 頃 |
| 為替管理部系 | 保険 | | 1 | | 4 | | 15 | 4 | 1 | 1 | 26 | S 11 頃 |
| | 外国為替 | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 4 | S 12 頃 |
| 預金部系 | 預金部 | | 4 | | 2 | 2 | 11 | 2 | | 2 | 23 | S 13 頃 |
| 営繕管財局系 | 国有財産 | | 4 | 4 | 4 | | 3 | 2 | 1 | 1 | 19 | S 11 頃 |
| | 営繕 | | 2 | 1 | 1 | | 2 | 1 | | 1 | 8 | S 11 頃 |
| 専売局系 | 専売 | | 2 | 1 | 1 | | 3 | 1 | 2 | 1 | 11 | S 11 頃 |
| 財務官系 | 雑件 [財務官] | | | | | | 1 | | | | 1 | S 10 頃 |
| 税関系 | 雑書類 [税関] | | | | | 3 | | | | | 3 | S 9 頃 |
| 特定の政策課題に関わるもの | 御大礼 | | 2 | 11 | 1 | | | | | | 14 | S 4 頃 |
| | 震災 | | 9 | 7 | 1 | | 8 | 2 | | | 27 | S 6 頃 |
| | 特別都市計画 | | | 1 | | | | | | | 1 | T 15 頃 |
| | 官庁用品統一 | | 3 | | | | 1 | 1 | | | 5 | S 6 頃 |
| | 金解禁 | | 3 | | 1 | | 1 | | 1 | | 6 | S 6 頃 |
| | 軍事 [軍縮] | | | | | | 4 | 1 | | | 5 | S 6 頃 |
| | 産業合理化 | | 1 | | | | 3 | | | | 4 | S 8 頃 |
| | 宗教 [制度] | | | | 1 | | | 1 | | | 2 | S 10 頃 |
| | 殖民 [北海道拓殖] | | 1 | | 1 | | 2 | 1 | | | 5 | S 11 頃 |
| 東北振興 | | | | 1 | | 2 | 5 | 1 | | 9 | S 11 頃 | |
| その他 (他省との共管等に 係るもの) | 社会 | | 3 | 1 | 3 | | 5 | 1 | 1 | | 14 | S 11 頃 |
| | 産業 | | | | 1 | | | | 1 | | 2 | S 11 頃 |
| | 農林漁業 | | 3 | 1 | 2 | 4 | 9 | 3 | | | 22 | S 11 頃 |
| | 鉱工業 | | 1 | 2 | 3 | 14 | 4 | 5 | 1 | | 30 | S 12 頃 |
| | 会社 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | | 11 | S 11 頃 |
| 交通 | | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 5 | 1 | | 17 | S 11 頃 | |
| 各号総数 | | | 146 | 89 | 76 | 227 | 187 | 71 | 28 | 55 | | |

(単位/冊)

- (1) 各号および分類の計数は1冊に2つ以上の分類が含まれている場合があるため、重複して計上しているものがある。
(2) 収録資料の内容を判断し、分類に適宜補記を行なった場合は [] で括弧である。
(3) 「送付年度」とは各号に収録された資料が文書課に送付されたと推定する年度である。
(4) 「整理対象」とは各号の整理対象となった資料の絶対年代を示すため、資料に作成時期の記載があるもののうち、最も後代のものを掲出した。
(5) 各分類に含まれる資料の最終的な作成時期は「収録年代」として掲出してある。

された時期と考えることもでき、歴史資料として解釈・利用する上でも一つのポイントとなると思われる。

さらに、各部署の所管事務に沿った分類に加え、特定の政策課題を取り纏め、一定の期間で完結する分類が設けられていた点も注目できよう。金融解禁や軍事（主としてロンドン海軍軍縮会議関係）など、昭和初期の財政史上の重要政策課題が立項されているのは当然ともいえるが、軍縮関係資料の送付が、日本が第二次ロンドン海軍軍縮条約に参加せず、いわゆる「海軍休日」が終わりを告げた昭和十一、三年頃に行なわれているのは興味深い点である。加えて御大礼や震災復興事業、あるいは「殖民」に分類された第二次北海道拓殖計画や東北振興事業（昭和九年十二月に東北振興調査会設置、のち内閣東北局へ）など、当時の大蔵省がある程度重要な政策課題と認識しながら、必ずしも「昭和財政史」の巻をなすに至らなかった資料についても、今後研究が深まることを期待したい。

おわりに

昭和二十二年（一九四七）六月、大蔵省は昭和初期から終戦までの財政史編纂を再開した。『明治大正財政史』編纂を計画した青木得三が、大内兵衛（もと大蔵官僚、東大教授）とともにその顧問として招請されたのは、もちろん偶然ではない。戦争の勃発とその敗因を調査するため、同二十年十一月に発足した大東亜戦争調査会事務局長官となった青木は、パージによって在野の身となっても、調査への政府補助を求め、野田卯一（大蔵省主計局長）や河野一之（同局次長）ら文書課時代の部下を説き伏せるなど、精力的に活動していた。³³

そのような青木らの意図が、公刊された『昭和財政史』に全く及ばなかつ

たとはいえないが、これまで『昭和財政史』の手法や記述上のバイアスが強調され、「昭和財政史資料」の資料群としての性格や研究に対する可能性について十分な検討が加えられることはなかった。小稿においては大蔵省の文書管理体制との関わりに注目することで、「昭和財政史資料」について、次のような知見を得ることができたと考えている。

第一に、「昭和財政史資料」のような修史事業に供用された文書が、各局課からの廃棄文書の単なる集合物ではなく、「参考書」や「別纂」（「別存」というシリーズとして、文書管理体制の中に一定の位置づけを有する行政文書であった点を明らかにできたことである。各局課が非現用と判断し、文書課へ「送付」した文書は、回議書のような意思決定の記録と本来一体をなす文書であり、意思決定の経緯を再構成するための貴重な歴史資料となりうるものである。ことに明確な決裁・専決規程が存在せず、原局課からのボトムアップ型の意思決定が行われていた大蔵省において、このような資料群が有する価値は高いといえよう。

第二に、戦後に公刊された『昭和財政史』が必ずしも注目しなかった、同時代的な政策課題の存在を、資料群の内的構造の検討を通して指摘できた点である。「昭和財政史資料」が収集・整理された時期と、実際に財政史の編集が行われた時期には敗戦という断絶があったことを考えれば、この点はなお検討を要する点であろうと思われる。

戦前期大蔵省における政策形成・決定過程や行政事務の実態に迫ることの難しさは、大蔵省本省の原議文書の喪失という資料の残存状況に大きく起因している。文書管理体制や意思決定のシステムへの理解が深まることで、「昭和財政史資料」から多くの情報が引き出され、「公文類聚」や「公文雑纂」など閣議決定文書をはじめとする当館所蔵の歴史資料との相互比較を通し、より精緻で立体的な歴史像の理解・構築に寄与できれば幸

いである。

註

(1) 原朗「財政・金融」(中村隆英・伊藤隆『近代日本研究入門』一九七七年、東京大学出版会)二五三―二五七頁。

(2) 後藤新一「大蔵省」(『日本古文书学講座』第九卷近代編、一九七九年、雄山社)、大森とく子「大蔵省資料と財政史編集 行政文書の収集・整理・保管の軌跡」(『びぶろす』第三四巻第二号、一九八三年)および同氏に対する聞き取り調査(伊藤隆『日本近代史料情報機関設立の総括的かつ細目に関する研究』二〇〇一―二〇〇二年、文部省科学研究所補助金研究成果報告書)が、「諸家文書」や「昭和財政史資料」の成立や伝来経緯について最も簡潔に証言しており、本稿の執筆に際しても負うところが大きかった。

(3) もちろん、このような資料群の内的構造の分析は、歴史資料としての公文書を分析・評価する方法の一つである近代史料学(その理論・方法については中野目徹『近代史料学の射程 明治太政官文書研究序説』(二〇〇〇年、弘文堂)を参照)に着想を得たものであるが、意思決定過程が集約された原議を基本的に含まない「昭和財政史資料」に援用するため、本稿においては資料群の内的構造を規定した組織の文書管理制度や、その時系列的な展開を強く意識しておきたい。なお、文書管理制度と近代史料学を連結する試みとして、中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』(二〇〇九年、岩田書院、以下「史料集」と略記)があげられ、内政・経済関係官庁の史料調査や掲載史料の選別を他ならぬ筆者が担当した。同書収録の解説も併せて参照されたい。

(4) たとえば後藤氏は「当年の文書管理体制から各部局に対する公文書の引渡し要求は現実には不可能であった」と述べられているが(後藤前掲論文一五六・

一五八頁)、その根拠は必ずしも示されていない。

(5) 『簿書編輯体例』明治三年五月十八日民部省・大蔵省達(『史料集』六七〇頁)。

(6) 『簿書ヲ編纂スル規程』明治四年八月十九日大蔵省制定(同右、六七九頁)。

(7) 『記録寮編纂課編纂条例』明治七年六月四日大蔵省制定(同右、六八五頁)。

(8) 『既往文書編纂規程』明治七年七月二日大蔵省制定(同右、六八六頁)。

(9) 大蔵省記録局編『類纂大蔵省沿革略志』(一八九九年、大蔵省記録局)六四七頁。

(10) この後、同局は明治二十三年六月の行政整理で廃止されるまでの間、大蔵省の文書管理を所掌することになるが、内閣制度への移行を契機にその性格にも変化が生じるため、本稿では前者を第一期、後者を第二期と呼称したい。

(11) 室山義正『松方正義』(二〇〇五年、ミネルヴァ書房)一一九―一二〇頁。

(12) 『理財稽蹟』序(国立公文書館所蔵、内閣文庫一八七〇―四三)。

(13) 同右、凡例。

(14) 「公文類別取扱手続ノ内規各庁へ照会伺」明治九年二月二十日太政大臣決裁(『史料集』一三三頁)。

(15) 「文書取扱内規ノ儀ニ付上申」明治十年三月二十九日太政官「閣議」決定(『史料集』六八八頁)。

(16) 「編纂条例並部門分纂編入則」明治十一年二月十六日大蔵省制定(『史料集』六九三頁)。もちろん執務上の要請から原課に留置された「原纂」文書も、いずれは記録局に送付され、正・略・雑輯のいずれかの保存区分によって管理されることになるものであった。

(17) 第一期においては、他にも沿革誌取調掛(明治十年設置)が「大蔵省沿革志」を編纂(同十二年十二月完成)、旧幕府理財会要取調掛(同十一年設置)が旧幕府から引き継いだ財政関係法令集を「理財会要取調原書」として編纂するなど、記録文書をもとにした修史事業が行なわれている。行政処分の結果である公文

書を例規のいわば原典として整理していく発想は、その後の第一期を通しても大蔵省においては必ずしも定着せず、結果と実績の集合体といえる財政史の陰影としての組織史(省史)へとフェードアウトしていった。

(18) 「大蔵省官制」明治十九年三月一日勅令第二号(『史料集』七二三頁)。この種はやや個別・具体的な定めが勅令に盛り込まれるのは極めて珍しく、同時に制定された各省の官制で文書保存について触れたのは、大蔵省だけであった。

(19) 「大蔵省文書保存規則ヲ稟定ス」(『史料集』七二七頁)。

(20) 「大蔵省文書保存規則」明治十九年六月二十五日閣議決定(同右)。例えば主計局を例とすると、「法律規則ノ制定更正国幣ノ増減非常又ハ特殊ノ処分其他事創設ニ関シ後年ノ例規徴証ニ備フヘキ文献」であり、永年保存を要する第一類には「予算決算出納等ノ諸条規簿記計算ノ方法順序諸給与規則書」などが該当し、「例規徴証ト為スニ足ラサルモ処分数年ニ涉リ或ハ事務調査往復ノ間参照ニ供スル者」で二十年保存される第二類には「法律執行上ニ付伺指令又ハ照会」などが該当していた。また「歳入出決算ニ至ルノ間事務ノ参照ニ止ル」五年保存の第三類には「局中経費予算調及経費増減流用書類」などが該当し、三ヶ月程度廃棄となる「一時ノ処分ヲ了シ從テ不用ニ帰スル」第四類には「一時限上申届照会往復及帳簿」などがあたっていた。具体的な文書例を列挙することで、保存・廃棄年限の厳密な運用が目指されていたことがうかがえよう。

(21) 編纂規則に主題別の「編纂科目」を確認できるのは、明治二十年六月印刷の「記録局諸規則」(国立公文書館所蔵ノ類二八八)であるが、明治十九年制定時の「索引表」雛型にも編纂「科目」欄は存在している。科目は例えば記録局であれば「文書採収編纂、書籍、紙幣、公債証書及証券、局費、雑件」からなり、伝票原書については別に科目が設定されていた。

(22) 拙稿「稿本井上馨伝」編纂事業についての基礎的考察 伝記資料の史料学的検討から」(『近代史料研究』第七号、二〇〇七年)。

(23) 「参考書索引表」(財団法人三井文庫所蔵、W2-4)。他には「旧幕府理財会要書類索引表」や「大日本通商史書類索引表」がそれぞれ記録局、主税局の「別纂」とされていた点からいえば、当時の「別纂」は、「参考書」中でも計画的な編纂事業の過程で作成された記録を対象とするシリーズであったと推察される(「大蔵省文庫所蔵記録謄写目録」大正十二年九月二十三日調査(同、W1-89))。

(24) 現存する写本に拠ったサンプル調査ではあるが、東大経済学部図書館が所蔵する「出納寮簿冊索引表」(80:2040:74)には、実際に科目を記入できている文書とそうではない文書が併存している。

(25) 沢田章「明治財政の基礎的研究」(一九三四年、宝文館)序言四頁。沢田は「稿本井上馨伝」の編纂主任をつとめた人物であり、あながち根拠のない批判ではあるまい。

(26) 前掲註(23)「大蔵省文庫所蔵記録謄写目録」大正十二年九月二十三日調査(財団法人三井文庫所蔵、W1-89)。

(27) 鶴崎鷲城「朝野の五大閣」(一九二二年、東亜堂書房)一三八頁。

(28) 「青木得三氏談話速記録」第二回(一九六九年、内政史研究会)六九〜七一頁。

(29) 昭和三年九月、外務省では外交文書の編纂・公開を目的に外交史料編纂掛が置かれながら、わずか一年半足らずで活動が途絶せざるを得なかったことを考えると、大蔵省が財政史編纂に注いだ熱意が感じられる。

(30) 大蔵省大臣官房調査企画課「圖書戦時財政金融史 昭和財政史談会記録」(一九七八年、大蔵財務協会)三九四頁。

(31) 「大蔵省文書取扱規程」昭和八年九月二十五日大蔵省達官房秘令第一五五号(『史料集』七三〇頁)。この大蔵省達は昭和二十七年四月一日大蔵省訓令第一号「大蔵省文書管理規程」によって廃止されるまで運用されていた。

(32) 当館所蔵の「焼残文書」中の「税務署引継資料」が「別纂」に区分されている点を踏まえると、この規程における「別纂」は必ずしも文書課の基準で編纂されなかった文書を想定していたものと推察できる。

(33) 青木得三『おもいで 青木得三自叙伝』(一九六六年、大蔵財務協会) 一四七頁。

(34) 『昭和財政史』については「マルクス主義的手法」で書かれたため、省内でも強い不満を買っていたという(秦郁彦『官僚の研究』一九八三年、講談社、二六三頁)。火災や終戦時の混乱によって「昭和財政史資料」にも多少の欠本が生じたほか、原局課に留置されていた文書類も多くが失われていた。資料の決定的な不足を補うべく行なわれたヒアリング(大蔵省OBを招いた「史談会」)の記録は、一部が公開されているほか、そのタイプ原稿類や編集関係資料が平成十五年度に財務省から移管されている。敗戦後の価値観に影響をつけたオーラル・ヒストリーに拠らざるを得なかった事実も、『昭和財政史』の記述を考える上でやはり顧みられるべき点であろう。

(35) 大蔵省においては決裁・専決規程が長く存在せず、昭和期においても大臣の決裁を要する文書の判断は、慣例によって行われていた(「大蔵大臣ノ決裁ヲ受クル文書ノ調」昭和十年三月「昭和財政史資料」第六号第四二冊(国立公文書館所蔵ノ平一五財務七七九)。

(公文書専門員)